

箕面市特別職議員報酬等審議会	
令和7年3月28日	資料I

特別職の給与制度について(答申)

令和7年 月 日

箕面市長 原田 亮 殿

箕面市特別職議員報酬等審議会

会長 松出 末生

会長職務代理者 黒瀬 哲也

委員 川邊 聖司

太田 克己

中 祐次

上田 春雄

中磯 亜由美

梶原 照幸

藤田 麻衣

山本 亜希

箕面市特別職議員報酬等審議会	
令和7年3月28日	資料I

第1 審議の経過

令和7年2月20日付け箕面市長より、市長、副市長及び教育長の給与に関し、市民からの市政運営に対する評価結果に応じて給与の増減幅を決定する「市民評価連動型給与制度」の導入について諮問を受けた箕面市特別職議員報酬等審議会は、公正な立場で慎重に審議を行った。

市民評価連動型給与制度の審議に際して、類似団体の特別職給料との比較、給料が増減した場合のシミュレーション等を検証し、本制度の実施を検討した。

第2 審議会の結論

審議会として、市民評価連動型給与制度を導入し、制度の詳細については以下のとおりとすべきという結論に至った。

1.市民評価連動型給与制度の対象について

市民評価連動型給与制度の対象について、市長、副市長、教育長の3役職を対象にするべきか議論を行い、以下の理由から市長のみを対象にするべきとの結論に至った。

- 副市長及び教育長（以下「副市長等」という。）は、選挙によって市民から選ばれた役職ではないこと。
- 副市長等は、市民から評価を受けるにあたり、市長と比較すると個人の成果が市民には見えづらく、評価をすることが困難であること。
- 万が一、市長のプライベートでの不祥事等により市政が混乱するような場合、連帯責任のような形で副市長等の給与が減額となることが起こりうること。

2.市民評価連動型給与制度の実施概要について

市民評価連動型給与制度を実施するにあたり、市民から市政運営に対する評価をしてもらうための方法等の詳細について議論を行い、それぞれ以下のような結論に至った。

(1) 「市政運営に対する評価」の方法

箕面市が2年ごとに実施している「箕面市市民満足度アンケート調査」(以下「アンケート」という。)に新たな設問として「市政運営に関する評価項目」を追加することとし、追加する設問と回答の選択肢の案は以下のとおりとする。

設問	あなたは市の経営に責任を持つ市長の市政運営を評価しますか。
回答の選択肢 (4 択)	(肯定的評価) 大いに評価する、ある程度評価する (否定的評価) あまり評価しない、全く評価しない

(2) 「市政運営に対する評価」結果の反映方法

アンケート結果に応じて、減額時と増額時のそれぞれにおいて以下のように給与に反映することとする。

なお、減額時と増額時の基準が異なることについては、市民により厳しい目で市長の仕事ぶりをチェックしてもらったうえで、現状より満足度が向上したときに給料が上がるのが望ましいことから、増額時には減額時よりも厳しい基準を設けることが適切であるという結論に至った。

減額時: 否定的評価が肯定的評価を上回った場合に、その上回った割合分を給料から減額することとし、減額上限は30%とする。

増額時: 肯定的評価〇〇%を基準点とし、肯定的評価が基準点を上回った場合に、その上回った割合分を給料に増額することとし、増額上限は10%とする。

(3) 市民評価連動型給与制度の対象となる給与について

市民評価連動型給与制度の対象となる給与は、月例給料とそれに連動する地域手当とする。当該給与を期末手当及び退職手当の算定基礎額に影響させると増減の幅が大きくなりすぎるため、影響させないこととする。

箕面市特別職議員報酬等審議会	
令和7年3月28日	資料I

第3 その他(附帯意見)

(1) 市民評価連動型給与制度の対象について

市民評価連動型給与制度の対象について、市長のみを対象にするべきという結論に達したが、副市長等についても市の経営に責任を持つ立場であることから、本制度の対象に含めるべきか否かは今後引き続き検討されたい。

(2) 給与を増額する場合の基準点について

アンケート結果に応じて給与を増額する場合、肯定的評価〇〇%を基準点にするべきという結論に達したが、今回の基準は過去の市民満足度アンケート調査の結果から、市長の市政運営の評価に近い設問の回答を参考に設定したものであるため、次回の市民満足度アンケート調査に加える直接的に市長の市政運営の評価を問う設問の回答結果を参考に基準点の適切さを検証されたい。